

- 3

諸外国における温暖化対策税の主な減免・還付措置等の概要(未定稿)

は減免、 は還付

パターン	対象	具体例
1. 特定燃料(エネルギー)を減免等	再生可能エネルギーによる発電	再生可能エネルギーによる発電は免税【ドイツ: 電気税、オランダ: エネルギー規制税】 再生可能資源による発電は免税【イギリス: 気候変動税】 風力、木材燃料等による発電は還付【フィンランド: 炭素税】
	炭素低排出燃料	天然ガスは50%に軽減【フィンランド: 炭素税】 天然ガス(本土消費分)は免税【ノルウェー: 炭素税】
	バイオガス	生物学的方法により製造されるメタンは課税対象外【スウェーデン: 炭素税】
2. 特定用途を減免等	発電用	発電用燃料は免税【スウェーデン: 炭素税・エネルギー税、イギリス: 気候変動税、フィンランド: 炭素税】 発電用燃料は免税【デンマーク: 炭素税】 製造業者、農林業者、公益事業者等の発電用燃料は鉱油税引き上げ分を免除【ドイツ: 鉱油税】
	地域熱供給用	地域熱供給は免税【オランダ: エネルギー規制税】
	原料用	原料用途は免税【イギリス: 気候変動税、フィンランド: 炭素税】
	家庭用等	家庭用の供給、非営利活動のための慈善用供給は課税対象外【イギリス: 気候変動税】
	公共輸送用・運輸用	公共交通機関へのエネルギー供給は免税【イギリス: 気候変動税】 鉄道輸送用燃料(ガソリン以外)を減税【スウェーデン: エネルギー税】 公共交通機関で消費される燃料油は鉱油税の引き上げ分を軽減【ドイツ: 鉱油税】 鉄道は免税【ノルウェー: 炭素税】 国内航空部門、供給船(supply fleet) 国内海運業は減税【ノルウェー: 炭素税】 漁業船舶用は免税【デンマーク: 炭素税】
	国際運輸用	国際航空部門は免税【ノルウェー: 炭素税】
うち産業部門向け	特定産業用	鉱物油、石炭、石油コークス、セメント、ガラス等の生産過程用途は減免【スウェーデン: 炭素税・エネルギー税】 製造業、農林業、養殖業への熱供給事業者は一部を払い戻し【スウェーデン: 炭素税・エネルギー税】 農林業は軽減(鉱油税引き上げ分の80%に相当する払戻等)【ドイツ: 鉱油税】 園芸生産者は50%に軽減【イギリス: 気候変動税】 鉱業、製造業、温室園芸業等は軽減【フィンランド: 電気消費税】 紙・パルプ産業、魚肉加工業は軽減【ノルウェー: 炭素税】
	その他	環境配慮型燃料の開発プロジェクトで使用される燃料は、エネルギー税又は炭素税の減額又は免除があり得る【スウェーデン: 炭素税・エネルギー税】

パターン	対象	具体例
3．特定用途の特定燃料(エネルギー)を減免等	発電用の特定燃料	発電用の天然ガスは免税【オランダ: エネルギー規制税】 転換部門の石炭消費は免税【デンマーク: 炭素税】
	公共輸送用の特定燃料	トロリーバスによる輸送または鉄道輸送の車両運行で消費される電気は50%に軽減【ドイツ: 電気税】 鉄道で消費される電気は免税【フィンランド: 電気消費税】 公共交通用の一部燃料(ultra-light diesel, gas) は免税【デンマーク: 炭素税】
	うち産業部門向け	特定産業用の特定燃料 セメント製造業・加工産業で使用される石炭・コークスは免税【ノルウェー: 炭素税】
4．特定の者を減免等	協定締結者	気候変動協定締結により20%に軽減【イギリス: 気候変動税】 (エネルギー効率改善に関する協定を政府と締結済みの)温室園芸業で用いる天然ガスは免税【オランダ: エネルギー規制税】 協定により軽減【デンマーク: 炭素税】
	排出削減努力者	納税義務者が燃料の消費に伴うCO2の排出を減少させたならば、課税当局は、納税義務者の申告により、減少した排出量に比例して納付された炭素税の還付を認める【スウェーデン: 炭素税】
	一定以上の税負担者	製造業において、税負担が環境税制改革に伴う年金保険料の引き下げ分を一定量超える場合に、超過分を還付【ドイツ: 鉱油税及び電気税】 天然ガス、電力消費は課税対象の下限を設定【オランダ: エネルギー規制税】
	中小事業者	零細製造業、農林業は軽減(鉱油税引き上げ分の80%に相当する払戻等)【ドイツ: 鉱油税】
5．特定機器での使用分を減免等	高効率機器	月間稼働率70%を超えるCHPは軽減【ドイツ: 鉱油税】 1999年12月31日以降に設置された高効率複合サイクルガスタービン発電は免税(10年間)【ドイツ: 鉱油税】 高効率CHP発電は免税【イギリス: 気候変動税】 CHPによる発電は還付【フィンランド: 炭素税】
	その他	(低所得者層の使用が多い)夜間蓄熱式暖房で使用する場合は50%に軽減【ドイツ: 電気税】 2MWまでの自家発電は非課税【ドイツ: 電気税】
6．特定地域を減免等		パイプライン計画が進行中の北アイルランドにおける天然ガス消費は免税(5年間)【イギリス: 気候変動税】
7．少量使用分を減免等		少量の燃料、電力供給は課税対象外【イギリス: 気候変動税】

諸外国における温暖化対策税の主な減免措置等の概要（未定稿）

国名	スウェーデン	ドイツ	ドイツ	イギリス	フィンランド	ノルウェー	デンマーク	オランダ
税の名称	炭素税	鉱油税	電気税	気候変動税	炭素税・電気消費税	炭素税	炭素税	エネルギー規制税
公共交通、小規模消費者等に対する措置	<ul style="list-style-type: none"> ガソリン以外の鉄道輸送用燃料は減税 	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関で消費される燃料油は鉱油税の引き上げ分を軽減 	<ul style="list-style-type: none"> トロリーバスによる輸送または鉄道輸送の車両運行で消費される電気は50%に軽減 低所得者層での使用が多い夜間蓄熱式暖房は50%に軽減 	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関へのエネルギー供給は免税 家庭部門は課税対象外 非営利活動のための慈善用は課税対象外 少量の燃料、電力供給は課税対象外 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道で消費される電気は免税 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道は免税 国際航空部門は免税 国内航空部門は軽減 供給船（supply fleet）は軽減 	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通用の一部燃料（ultra-light diesel, gas）は免税 	<ul style="list-style-type: none"> 天然ガス、電力消費は、課税対象の下限を設定（小規模エネルギー消費者への配慮）
産業部門に対する措置	<ul style="list-style-type: none"> 鉱物油、石炭、石油、コークス、セメント、ガラス等の生産過程用途は減免 発電用燃料は免税 製造業、農林業、養殖業への熱供給事業者は炭素税の一部を払い戻し 	<ul style="list-style-type: none"> 製造業者、農林業者、公益事業者等の発電用燃料は鉱油税引き上げ分を免除 零細製造業、農林業は軽減（鉱油税引き上げ分の80%に相当する払戻等） 製造業に対しては、鉱油税が、環境税制改革に伴う年金保険料の引き下げ分を一定量超える場合は、超過分を還付 	<ul style="list-style-type: none"> 2MWまでの自家発電は非課税 製造業に対しては、電気税が、環境税制改革に伴う年金保険料の引き下げ分を一定量超える場合は、超過分を還付 	<ul style="list-style-type: none"> 燃料として使用されない供給は免税（電気分解工程で消費される電気等） 原料用途は免税（鉄鋼業における石炭消費等） 発電用燃料は免税 気候変動協定締結により20%に軽減 園芸生産者は50%に軽減 	<ul style="list-style-type: none"> 原料用、発電用燃料は免税 鉱業、製造業、温室園芸業等は電気消費税を軽減 	<ul style="list-style-type: none"> セメント製造業・加工産業で使用される石炭・コークスは免税 紙・パルプ産業、魚肉加工業は軽減 遠洋漁業部門、近海漁業部門、国際海運業部門は免税 国内海運業は軽減 	<ul style="list-style-type: none"> 発電用燃料は免税 転換部門の石炭消費は免税 協定により軽減 漁業船舶用は免税 	<ul style="list-style-type: none"> 温室園芸業で用いる天然ガスは免税（エネルギー効率改善に関する協定を政府と締結済み）
CHP、再生可能エネルギー等に対する措置		<ul style="list-style-type: none"> 月間稼働率70%を超えるCHP軽減 1999年12月31日以降に設置された高効率複合サイクルガスタービン発電は免税（10年間） 	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー発電による電気は免税 	<ul style="list-style-type: none"> 高効率CHP発電へのエネルギー供給は免税 再生可能資源により発電された電気は免税 パイプライン計画が進行中の北アイルランドにおける天然ガス消費は免税（5年間） 	<ul style="list-style-type: none"> CHP、風力、木材燃料等による発電は還付 天然ガスは50%に軽減 	<ul style="list-style-type: none"> 本土消費の天然ガスは免税 		<ul style="list-style-type: none"> 地域熱供給は免税 発電用の天然ガスは免税 再生可能エネルギーによる発電は免税

スウェーデンにおける主な減免措置等の概要

事 項	項 目	概 要	主な根拠規定	備 考
課税対象外	生物学的方法によるメタン、コジェネレーション用木材燃料、特殊包装用燃料、製造・加工・貯蔵・移送過程で損失する燃料 (I補給税、CO2 税)	以下のエネルギー税及びCO2 税は課税対象外。 <ul style="list-style-type: none"> 生物学的方法により製造されるメタン 熱電併給設備において電力生産と暖房を同時に行う際の原動力用に販売もしくは消費される木材燃料（松葉原油以外） 特殊包装用に提供される燃料（最高 1 L まで） 燃料の特質によりそれが製造、加工処理、貯蔵、移送の過程で損失されるもの（但し、燃料が荷受業者向けに搬送される過程で損失する分のみ、荷受業者、および納税代表人に適用される）。 	エネルギー税に関する法律第 2 章第 11 条	
	限定用途の自動車燃料 (I補給税、CO2 税)	事業用自動車両又は車両に連結された牽引車、船舶もしくは航空機に搭載された通常の燃料タンク内に装入されてスウェーデン国内に持ち込まれる燃料で、それが自動車両、または車両に連結された牽引車、船舶もしくは航空機の搬送中に用いることがその目的であるもの。 車両タンク、船舶、または航空機に搭載された燃料タンク、もしくは予備容器で、その容量が最高 10 リットルのものに入れて個人の目的でスウェーデン国内に持ち込まれるエンジン燃料は課税対象外。	エネルギー税に関する法律第 4 章第 1 a 条	
免税 (Exemption)	環境配慮型燃料プロジェクト用(I補給税、CO2 税)	<u>環境配慮型燃料の開発プロジェクトで使用される燃料は、エネルギー税又はCO2 税の減額又は免除があり得る。</u>	エネルギー税に関する法律第 2 章第 12 条	
	特定目的用途 (I補給税、CO2 税)	特定目的の燃料使用。 特定目的用の松葉原油の消費に対して、エネルギー税全額および二酸化炭素税の 70% に相当する税額のエネルギー税の免除が認可される。	エネルギー税第 6a 章第 1 条 エネルギー税第 6a 章第 2 条	

輸出・国外消費(エネルギー税、CO2 税)	納税義務者によって第3国に輸出される、もしくはそこで消費されるのではない別の目的に自由貿易地帯、あるいは自由倉庫に搬入される燃料	エネルギー税に関する法律第7章第1条	
熱電併給設備(エネルギー税)	熱電併給設備において熱と課税対象電力を同時生産する場合、熱生産のために消費される燃料の免税はCO2 税には適用されない。またエネルギー税については、50%の免税を適用する。また、松葉原油に関しては、燃料に課せられるエネルギー税の50%を免税する。	エネルギー税に関する法律第6a章第3条	
工業プロセス用燃料(エネルギー税、CO2 税、電力に対するエネルギー税)	納税義務者として登録できず、ガソリン以外の燃料を工業プロセスに活用する事業者は、4半期の免税額が1000 クロウネを超える場合には、エネルギー税の全額とCO2 税の70%が免税される。	スウェーデン国税庁資料	
	工業活動で製造工程における消費又は温室栽培事業で消費される電力に対するエネルギー税は免税。	エネルギー税に関する法律第11章第3条	
船舶・航空機内(エネルギー税、CO2 税)	船舶・ボート又は航空機内で消費するために受け取られた燃料。	エネルギー税に関する法律第7章第1条	
自家用風力発電(電力に対する課税)	事業として電力を供給していない生産者が所有するスウェーデン国内の風力発電所で生産した電力。	エネルギー税に関する法律第11章第2条	
自家用発電(電力に対するエネルギー税)	非電力事業者による据付式発電機(風力以外)での生産量100kW未満のスウェーデン国内で生産した電力、また50KW未満の電力量まで生産者あるいは供給者が、利益を共有しない消費者に支払いを受けることなしに供給した電力	エネルギー税に関する法律第11章第2条	
船舶又は輸送手段用電力(電力に対するエネルギー税)	船舶又は他の輸送手段で生産されかつ消費された電力は納税義務を免除される。	エネルギー税に関する法律第11章第2条	
発電及び配電用電力(エネルギー税、CO2 税)	発電容量合計が5MW以上で、納税義務のある電力生産用の燃料には免税が適用されるが、熱が同時に有効利用されないことを条件とする。	エネルギー税に関する法律第6a章第4条、第11章第10条	
発電用電力(電力に対するエネルギー税)	電力生産又は供給のために消費された電力は納税義務を免除される。	エネルギー税に関する法律第11章第2条	

	備蓄発電装置での発電 (電力に対するI補償税)	備蓄発電で生産された電力は納税義務を免除される。	エネルギー税に関する 法律第 11 章第 2 条	
払戻	個人用船舶 (I補償税)	私的目的で使用された船舶用のガソリン消費、私的目的で使用された漁業法によって船舶許可を受けているボートでガソリンが消費された場合はエネルギー税の払戻措置がある。	エネルギー税に関する 法律第 9 章第 3 条	
	CO2 排出量の削減分の 払戻措置 (CO2 税)	ガソリン以外の燃料で、燃料消費に関連して CO2 排出量が削減された場合、申請に基づき CO2 排出量の削減分に応じて、CO2 税の払戻措置がある。	エネルギー税に関する 法律第 9 章第 4 条	
		燃料について CO2 税を徴収し、そして納税義務者が当該燃料の消費に伴って CO2 の排出を減少させたならば、課税当局は、納税義務者の申告により、減少した排出量に比例して納付された CO2 税の還付を認める。 排出の減少が納税義務者以外の者によって行われたならば、課税当局は、その者の申告により、減少した排出量に比例して当該燃料に課せられた二酸化炭素税に対する補償を認める。	二酸化炭素税に関する 法律第 4 章第 4 条	
	工業、農林業・養殖業 への熱供給事業者 (I補償税、CO2 税)	工業生産又は専門的農林業、養殖業用に熱供給された場合、課税当局は熱供給者からの払戻申請に基づき、以下に税の払戻措置がある。 ・ 電力に課せられたエネルギー税 ・ エネルギー税、さらに燃料に課された CO2 税の 70%。但し、ガソリン、松葉原油、及び熱生産用途の燃料は対象外。但し、松葉原油の場合、払戻の認められる税額は、燃料にかけられるエネルギー税全額と CO2 の 70% に相当するもの。	エネルギー税に関する 法律第 9 章第 5 条	
農林養殖漁業用の電力 (エネルギー税)	電力が温室栽培とは別事業として農業・林業・養殖漁業において消費された場合、課税当局は当該電力に課されるエネルギー税の還付について申告によって決定する。	エネルギー税に関する 法律第 11 章第 12 条		

	他国との二重課税の防止	燃料に課せられる税金がスウェーデン国内において納付された後に、当該燃料が供給された他の EU 加盟国でも課税される状態になったならば、課税当局は申請に基づいて該当税金を払い戻す。	エネルギー税に関する法律第 9 章第 10 条	
控除	鉄道等用電力(電力に対する I 補償 - 税)	<u>鉄道または他の軌道利用の輸送手段において消費、あるいはこの種の消費と直接関連するエンジン起動または暖房用に消費あるいは販売された電力に対して、納税義務者は所得申告時に税の控除ができる。</u>	エネルギー税に関する法律第 11 章第 9 条	
	駆動用・暖房用以外の電力使用(電力に対する I 補償 - 税)	駆動用または暖房用、又はこの種の消費と直接関連する使用とは別の目的のために、消費あるいは販売された電力に対して、納税義務者は所得申告時に税の控除ができる。	エネルギー税に関する法律第 11 章第 9 条	
	電力管理用の電力(電力に対する I 補償 - 税)	電力供給網の機能を維持する目的で供給網を管理する責任者が稼働させている供給網によって送電するに当たって消費するために生産され販売された電力に対して、納税義務者は所得申告時に税の控除ができる。 但し、第 6a 章第 1 条～4 条、第 7 章第 9 条、第 9 章第 1 条による控除等が適用されない場合に適用される。	エネルギー税に関する法律第 11 章第 9 条	
	発電用燃料(I 補償 - 税、CO2 税)	<u>熱生産を伴わない最小 5MW を生産できる据付式原動機があるガスタービン施設で納税義務のある電力を生産するに当たって使用された燃料の場合、納税義務者はエネルギー税と CO2 税の控除ができる。</u> 但し、第 6a 章第 1 条～4 条、第 7 章第 9 条、第 9 章第 1 条による控除等が適用されない場合に適用される。	エネルギー税に関する法律第 11 章第 9 条	
	地域熱供給の供給用電力(電力に対する I 補償 - 税)	地域熱供給を伴う火力発電所で生産され、独自の事業に使用する電気・ガス・暖房用蒸気・水の供給のために消費された電力に課された税金の控除ができる。	エネルギー税に関する法律第 11 章第 9 条	

<p>熱供給を伴う火力発電用燃料(エネルギー税、CO2税)</p>	<p>熱供給を伴う火力発電所において、納税義務のある電力生産に消費された分の燃料に課されるエネルギー税及びCO2税、更に熱生産に消費された分の燃料に課されるエネルギー税の半額について、控除を行える。 但し、第6a章第1条～4条、第7章第9条、第9章第1条による控除等が適用されない場合に適用される。</p>	<p>エネルギー税に関する法律第11章第10条</p>	
<p>発電用松葉原油(エネルギー税)</p>	<p>松葉原油が、納税義務のある電力生産に消費された場合、松葉原油に課されるエネルギー税には控除できる。 但し、第6a章第1条～4条、第7章第9条、第9章第1条による控除等が適用されない場合に適用される。</p>	<p>エネルギー税に関する法律第11章第10条</p>	
<p>風力発電(エネルギー税、CO2税)</p>	<p><u>スウェーデン国内の風力発電所で生産された電力を供給している事業者は、キロワット時当たり18.1エーレに相当する額で控除を行うことができる。</u></p>	<p>エネルギー税に関する法律第11章第10条</p>	

下線部は重要と思われる減免措置

ドイツ（電気税及び鉱油税）における主な減免措置等

事 項	項 目	概 要	主な根拠規定	備 考	
免税	非課税	再生可能エネルギー（電気税）	電気が最終消費者としての自家生産者によって取り出される場合は非課税となる。電気が専ら再生可能エネルギー源から供給される配電網またはそのような配電線から取り出される場合は非課税となる。	環境税制改革の開始に関する法律 第9条 非課税、税軽減(1)	電気税法
			電気が再生可能エネルギー源から生産され、専ら再生可能エネルギー源から供給される配電網等から取り出される場合、電気が発電のために取り出される等場合は非課税となる。	電気税法 第9条 非課税、税軽減	
軽減税率	夜間蓄熱式暖房（電気税）	電気が夜間蓄熱式暖房の運転用に取り出される場合、1MWhあたり10.00DMの軽減税率が適用される。（ただし、1999年4月1日以前に設置された場合のみ）	環境税制改革の開始に関する法律 第9条 非課税、税軽減(2)	電気税法	
		1999年4月1日より前に設置された夜間蓄熱式暖房の運転用に取り出された場合、1MWhあたり、次の軽減税率が適用される。 2000年1月1日から2000年12月31日まで 12.50DM 2001年1月1日から2001年12月31日まで 15.00DM 2002年1月1日から2002年12月31日まで 9.00EUR 2003年1月1日以降 10.20EUR	電気税法 第9条 非課税、税軽減(2)		
軽減税率	公共輸送鉄道（電気税）	事業所内の作業輸送および鉱山鉄道を除く鉄道輸送またはトロリーバスによる輸送の車両運行用は、1MWhあたり10.00DMの軽減税率が適用される。	環境税制改革の開始に関する法律 第9条 非課税、税軽減(2)	電気税法	
		トロリーバスによる輸送、鉄道輸送（事業所内の作業輸送および鉱山鉄道を除く）の車両運行用は、1MWhあたり、次の軽減税率が適用される。 2000年1月1日から2000年12月31日まで 12.50DM 2001年1月1日から2001年12月31日まで 15.00DM 2002年1月1日から2002年12月31日まで 9.00EUR 2003年1月1日以降 10.20EUR	電気税法 第9条 非課税、税軽減(2)		

ドイツ（電気税及び鉱油税）における主な減免措置等（続き）

事 項	項 目	概 要	主な根拠規定	備 考	
免税	軽減税率	製造事業者及び農林事業者（電気税）	電気が製造事業者または農林事業者により、事業利用を目的として1暦年に50MWhを超えて取り出される場合、1MWh当たり4.00DMの軽減税率が適用される。	環境税制改革の開始に関する法律 第9条 非課税、税軽減(3)	電気税法
			電気が製造事業者または農林事業者により、事業利用を目的として取り出される場合、1MWhあたり、次の軽減税率が適用される。 2000年1月1日から2000年12月31日まで 5.00DM 2001年1月1日から2001年12月31日まで 6.00DM 2002年1月1日から2002年12月31日まで 3.60EUR 2003年1月1日以降 4.10EUR	電気税法 第9条 非課税、税軽減(3)	
	非課税	小規模電気事業者（電気税）	電気が定格出力2MW以下の設備で生産され、当該設備を操業するか、操業させる者が提供する場合は、非課税となる。	電気税法 第9条 非課税、税軽減(1)3	
	軽減税率	コージェネレーション設備（鉱油税）	月間または年間の使用効率が70%以上の熱併給発電設備で使用されたガスオイルについては、1,000リットルあたり、120.00DM [61.35EUR]の軽減税率が適用される。（ただし、熱併給を伴わず、発電効率（正味）が57.5%未満で、ガスタービンに蒸気タービンを後置した設備（G&S設備）で使用されたものを除く）。	鉱油税法 第25条 課税領域内の免除、還付または払戻(3a)	

イギリス（気候変動税）における主な減免措置等

事 項		項 目	概 要	主な根拠規定	備 考
課税対象外 (Excluded supplies)		家庭用（ domestic use ）または慈善用（ non-business use of charities ）の供給	家庭用の供給、非営利活動のための慈善用供給は課税対象外（ただし、病院、ホテル、旅館、刑務所等の一部の居住施設は課税される）。	2000年財政法 附則 6 8 9 Notice CCL1/3 2.1-2.6	
		少量の燃料・電力の供給	以下の供給は課税対象外。 ・家庭用燃料として販売の用に供される 1 t 以下の石炭又はコークス。 ・月 4,397kWh 以下のパイプ供給のガス、気体状石油ガス ・月 1,000kWh 以下の電気供給 ・50 キロ未満のボンベにより供給される LPG 等	2000年財政法 附則 6 9 Notice CCL1/3 2.5	
免税 (Exemption)	0 % に 軽減	国内で燃焼・消費されない供給	国外へ輸出される課税商品の供給は免税。 ・国内の中間消費者が輸出供給を行う場合には、英国の供給者に対し、商品を輸出する意思があり、それを英国に戻す意思がないことを、供給が行われる前に通知しなければならない。 ・国外に供給を行う場合、供給者は商品が英国外に移されたことを証明する証拠書類を保有し、関税庁に提示できるようにしておかなければならない。	2000年財政法 附則 6 11 Notice CCL1/3 3.2	認定証 (certification) により免税
		LPG 及び固形燃料（ solid fuel ）の再販売	供給者の目的が、商品の燃焼ではなく、固形燃料または LPG を非課税の用途で他者に販売することに限られている場合、免税を受けることができる。 ・大口の LPG 販売や固形燃料について、卸売業者・小売業者は、供給者に対し、供給を行う前に、再販売(onward supply) のために供給する意思を通知しなければならない。 ・ただし、卸売業者・小売業者が最終使用者に対し、課税対象となる供給を行う場合は、卸売業者 / 小売業者は登録を行い、その供給に対して課税を受けなければならない。	Notice CCL1/3 3.3	認定証 (certification) により免税
		輸送に使用される供給	線路への送電、フェリーへの動力供給等は免税（ただし、娯楽、レクリエーション等の乗客輸送、駅の照明・暖房、信号等は課税対象）。	2000年財政法 附則 6 12 Notice CCL1/3 3.5	認定証 (certification) により免税

事 項	項 目	概 要	主な根拠規定	備 考
	電力生産者以外の生産者への商品の供給	二重課税を避けるため、以下の供給は免税。 ・電力以外の課税商品の生産 ・炭化水素油（hydrocarbon oil）又は道路燃料ガス（road fuel gas）等の生産 ・1979年炭素水素油税法で規定された代替燃料の生産 等	2000年財政法 附則 6 13 Notice CCL1/3 3.6	認定証 （certification）により免税
	電力生産者への供給（自己供給以外）	発電所における電力生産のための課税商品の供給は免税（ただし、電力生産のために供給された商品を無許可電力供給者が使用する場合等は免税対象とはならない）。	2000年財政法 附則 6 14 Notice CCL1/3 3.7	認定証 （certification）により免税
	熱電併給発電施設（CHP）への供給（自己供給以外）	熱電併給発電施設への免税の適用は、施設の登録、申告、環境食糧農林省（DEFRA）によるCHP品質保証（CHPQA）の認定、国務大臣による免税認定証の保有などの有無によって決定（免税適用には供給認定証も必要）。	2000年財政法 附則 6 15、16、148、149 Notice CCL1/3 3.8	認定証 （certification）により免税
	燃料として使用されない供給	供給される者が、燃料以外（暖房用燃料及び動力用は除く）に使用する場合は免税。 例）・電気分解において使用される電気 ・炭素フィルター（carbon filter）生産用の原料である石炭	2000年財政法 附則 6 18 Notice CCL1/3 3.10	認定証 （certification）により免税
	再生可能資源（renewable sources）による電気	化石燃料または原子燃料以外のエネルギーから発電された電気は再生可能資源による電気として免税（風力発電、10メガワットまでの水力発電、太陽光発電、都市ごみ・産業廃棄物発電、農林業廃棄物発電等）。	2000年財政法 附則 6 19、20 Notice CCL1/3 3.11	
20%に 軽減	気候変動協定を締結した者への供給（軽減税率供給）	気候変動協定が適用される供給については、20%に軽減。	2000年財政法 附則 6 44	認定証 （certification）により免税
50%に 軽減	園芸生産者への供給（半額税率供給）	2001年4月1日から5年間の暫定措置として、園芸生産者の特定供給（建物の暖房・照明、土壌の殺菌消毒等ための供給）に対し、50%の減免措置を適用。	2000年財政法 附則 6 43 Notice CCL1/3 5.2	認定証 （certification）により免税